

議案第 86 号

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎  
市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 4 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 13 条第 3 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら  
に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電  
磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ  
ては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情  
報処理の用に供されるものをいう。第 41 条第 1 項において同じ。）に係る記  
録媒体をいう。）」に改める。

第 28 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 軽費老人ホームの設置者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに  
当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなけ

ればならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームの設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第29条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第38条第3項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第41条第1項中「、交付」及び「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の条例第29条第3項（同条例第40条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設置者は、一定の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならないこととすること、軽費老人ホームの施設長は、当該施設の管理上支障がない場合に、同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることとすること等のため、この条例を制定するものである。